

# 民事契約と統制立法

仁平 先 磨

## 民事契約と統制立法

- 1 はしがき
- 2 統制立法による契約規制の意味
- 3 統制立法による契約規制の概要
- 4 統制立法違反の契約についての判例の動向
- 5 結語

仁平 先 磨

### 1 はしがき

近代社会(modern society)或はメイン(Main)のいう進歩的社会(progressive societies)は彼の「身分から契約へ<sup>(1)</sup>」(from status to contract)という標語によって表現されるように、人の意思(Wille, volonté)を基礎として成り立っていた。意思の自由を認め、意思を尊重することは、個人の自由な行為乃至活動を認めることでもあって、このような等質的な人の意思と意思との合致による人々の結合関係が、人間存在の本質的意味を有している。このことは、オットー・フォン・ギールケ(Otto von Gierke)のいう「人の人たる所以は人と人との結合にあり<sup>(2)</sup>」(Was der Mensch ist, verdankt er der vereinigung von Mensch und Mensch)という言葉によく表わされている。人の意思的結合、即ち、契約(Vertrag, contrat, contract)は人間の生存と社会の存立・発展を可能ならしめるのであるが、これを巨視的にみれば、ジャン・ジャク・ルソー(Jean-Jacques Rousseau)の唱えた社会契約<sup>(3)</sup>(Contrat social)に迄拡大することさえ出来るといえよう。だが、人の結合関係を微視的にみれば、日常生活において締結

される様々な契約となる。契約関係においては、意思の自由が意思による拘束・支配としてあらわれ、私的生活関係は契約による行動準則が形成されることによって営まれる。かくして、原則的には契約があらゆる社会関係を形成する契機となつて<sup>(4)</sup>私的自治(Privatautonomie)が行われるのであるが、契約の自由性は資本主義経済の発展の結果、相当制限が加えられるに至つた<sup>(5)</sup>。契約の自由(Vertragsfreiheit, liberté contractuelle, freedom of contract)から契約の不自由への法による転換は、正に自由経済から統制経済への移行と歩調を同じくするものと考えられる。契約の不自由性乃至契約の制限は必ずしも統制経済にのみよるものではなく、それには種々のものがあるが、だが、中でも、統制経済による制約は国家法による広汎なものであって、極めて重要であり、それは近時の石油危機やインフレによって益々強化されてきている。そこで、本稿では契約と統制との関係を考察するのであるが、殊に、統制立法による契約規制の問題について、その規制の意味、規制の概要、そして、統制立法違反の契約に対する判例の動向に関して論ずる積もりである。

#### 註

- (1) Sir Henry Sumner Maine, Ancient Law, 1919, P. 151
- (2) Otto von Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, 1868, S. 1
- (3) Jean-Jacques Rousseau, Du contrat social ou principes du droit politique, 1762, titre I, chapitre VI
- (4) 甲斐道太郎「産業資本と法の理論」(現代法7「現代法と経済」所収) 52頁

(5) 拙稿「民法と経済法の交鎖」(政経論叢(国士館大)第19・20合併号)427頁以下,殊に441頁

## 2 統制立法による契約規制の意味

民法の基本原理の中でも、契約自由の原則は取引法(Verkehrsrecht)に関する法原理であり、経済活動乃至財産生活の運営にとって最も重要な行動原理である。契約自由については、わが民法には直接の規定はないが<sup>(1)</sup>、スイス債務法第19条第1項はこれを明言している<sup>(2)</sup>。契約自由は、根本的にはすべての者に保障される憲法上の自由権に淵源を有するのであって、最広義においては、単に財産的行為の自由のみならず、身分的行為の自由や更には結社の自由等の、合意に基づく法律関係のすべてを包含するものである。故に、あらゆる種類の権利関係が契約の対象となり得るのである<sup>(3)</sup>。契約の自由は既述の如く、私的自治を生み出す不可欠のものであり、人の意思的結合の要素である。契約自由は個人の尊厳や法の下での平等(憲法第13条,第14条,民法第1条の2参照)の原理に基因するものであるから、それは所有権の尊重や過失責任の原則と同じ基盤に立っている。この中のいずれかが修正を受けると、他のすべてのものも修正を受けるといふ関係にあるといえる。かかる民法原理は個人本位的であり、個人の意思の絶対、個人の権利の完全なる保障、自己責任主義を導いたのである。自己に不利益なことは自己の意思乃至行為によってのみ負担すべきであるとされ、他の者の一方的意思乃至行為によって責任を負う必要はないとされた。義務負担は自由な意思によって締結される契約を主要なものとするが(事務管理,不当利得,不法行為は契約の如く多く生じないといえよう)、このことは義務についてのみでなく権利についても同様にみられ、法に特別の定めある場合を除けば、人の意思に反して権利を生ぜしめることが出来ないのであり<sup>(4)</sup>、権利発生的主要原因はやはり契約であると解し得るのである。

資本主義経済の高度な発展は、法的には上記の如き諸原理の賜物であるが、これらの原理は正しく自由放任(laissez faire, laissez passer)の経済制度を支えてきたのである<sup>(5)</sup>。だが、資本主義

経済の大なる発展は、独占乃至寡占現象を呈するに至り、階層の対立を生ぜしめ、消費者や中小企業の如き弱い立場にある者の経済生活を相当に圧迫するようになった。ここでは経済的・社会的な面において実質的に不平等な関係が顕著に発生し、自由・平等の原理を旨とする市民社会は変質することになった。現実には、人々は完全に自由でも平等でもなくなってしまっており、契約自由の原則は早くも動揺をきたしたのである<sup>(6)</sup>。従来の個人主義的民法原理は大きな修正を予儀なくされ、契約自由の原則に対する動揺は、契約に対する制限によってのみしかこれを抑えることが出来なかったのである。この制限によって、契約は不自由な場合が多くみられ、それは契約自由の原則以外の原則にも大きな影響を与えた。所有権の尊重の原則は所有権の制限がかなり認められるに至って、その絶対的な主張が抑制され、過失責任の原則も無過失責任が認められるに至って、自己の過失によらない行為に対して責任が負わされる場合を生じた。かかる傾向は、個人法から団体法への法の推移としてみられるのである。この団体法化の現象を契約自由についてみれば、既に鳩山博士が指摘されたように、「……個人主義に基ける契約自由の原則が漸時変転して、総ての私法的制度と同じく契約自由の原則も亦社会全般の利益を保護することを目的とするものであり、其団体的利益を保護するといふ目的を達する手段として個人の意思の自由を認むるものなりといふ団体主義に基けるものと為った<sup>(7)</sup>」といえる。だが、民法の団体法化は私権の性格等においては顕著に表われているが、契約自由の制限については民法は必ずしも明文を設けず、それは民事特別法や統制立法等の個々の法令によってなされるのであって、民法の契約規定があく迄市民法上の原理を前提としている点は立法論としては問題となるであろう。

統制立法による契約の制限は、国家の経済政策に基づく経済活動の規制として行われ、その強化に伴って契約自由の制限が増大した。統制による契約自由の制限は財産的自由を侵すことになるが、これは公共の福祉(Gemeinwohl, public welfare)の範囲内において是認される。従って、統制は無制限ではなく、私的財産権の否定をしたり、契約の自由を全く否認することは許されない。統

制はかくして合理性が要求されるが、更に、技術性も問題とされるのである<sup>(8)</sup>。これは統制方式論として考えられるのである。

契約の自由を制限する統制は国家法によって行われるが、統制立法の性格は、統制の意味を検討することによって明らかとなる。統制とは国家の意思を徹底させて、国家の意思たる特定の政策を実現させるために被統制者を支配するところの国家の作用であって、国家（ときには公共団体）が私人の活動を一定方向へ向かわしめるためになす支配であるとみられる<sup>(9)</sup>。この統制は経済統制であることはいふ迄もない。経済統制立法とは国家が一般国民の経済活動の健全な発達をはかるために行政権を発動して、これを支配し干渉し、積極的に特定方向に向けしめんとする作用であり<sup>(10)</sup>、それは私法上の法律関係に対して介入し、制限・取消・禁止等の効果を付与するものであるといえる。このように統制立法は私的行為に対する公権力による規制であるが、それは法律行為に対してのみでなく、事実行為に対しても行われることは勿論である。事実行為に対する規制は、例えば物の生産・消費・使用等についてなされる訳である。しかし、かかる事実行為も間接的には法律行為、殊に、契約に關係を及ぼし得ることは否定し得ず、例えば、請負や売買等の契約と結びつく場合が存するといえよう<sup>(11)</sup>。法律行為、就中、契約に対する規制は契約当事者間における権利乃至利益の移転について干渉を受けることであって、何人も一定の場合、例えば、相続・遺贈・時効取得・無主物先占・遺失物拾得・添附等の非契約的原因を除けば、財産の獲得や利益の享受は殆んど契約に基づく点からして、契約は個人の事実行為に重大なる影響を及ぼすことになる。つまり、契約に対する干渉は結局は事実行為に対して迄干渉をなす結果となるのである。契約が自己の利益のみならず、他方当事者たる他人の利益をももたらすことは、契約が等価交換性を有し、財貨獲得の有力なる手段であることから当然であるが、契約を契機として財貨等が流通されることによって、契約は巨視的にみれば社会の利益をももたらすことになるのである。商品の生産・分配・消費の経済現象の中でも、特に分配は契約を介して行われる以上、経済活動の中枢をしめる契約に対する

規制が国民経済生活に与える効果は甚大である。私的行為、殊に、契約に対する規制は、私人間の法律関係がすべて契約によって定められるべきであるとする契約至上の思想の反省をもたらすものであり、各人の生活は契約を唯一の且つ最適の手段となすことによってその保障が与えられるものではなくなったことを物語るのである<sup>(12)</sup>。また、例え、契約関係が存在する場合でも、契約が自由な意思の合致によって成立するということは、今日既にその実質を失って変質をきたしているとみられる<sup>(13)</sup>。これは、前述のように優越的地位にある当事者の一方によって契約の内容が定型化されている附合契約や契約の締結が強制される強制契約 (*contrat forcé*) はもとより、これ以外の統制立法において顕著であるといえよう。これによって、法律規定は解釈的 (*interprétative*) でなくなる反面、増々、命令的 (*impérative*) なものとなるのであって、かくして、立法的統制 (*dirigisme législatif*) 或は法律的統制 (*dirigisme jurisprudentiel*) について論じられることになる<sup>(14)</sup>。ここでは解釈家達が契約の衰退 (*déclin du contrat*) と呼んでいることを浮きぼりにさせる場合となるのである<sup>(15)</sup>。契約に対する命令や禁止等は国家の私人に対する一定の行為をなすべき要請であるが、ここでは法律の指導性が働いているのであって、それは単に契約自由の制限というよりも、積極的に契約内容の決定乃至契約締結の強制をも含むのであって<sup>(16)</sup>、契約は最早、自由で平等な二当事者の意思の合致であると定義づけることすら困難となりつつあるのである。末川博士は「そもそも、平等で自由な自覚せる意思 (*volontés égales, libres, conscientes*) の合致といふやうなものを考へたのが誤りだったともいへる。寧ろ強制せられた意思もなほ意思である (*coacta voluntas, sed voluntas*) として——且つまた斯かる意思の合致があり得るものとして——取引といふ社会現象に関する表象の型を契約と名付けてあるのが、契約本来の面目であるといふ風に考ふべきかも知れない<sup>(17)</sup>」といわれて、契約が真に自由なる意思の合致によって成立することはむしろ望めないとされる。かくして、契約において当事者の意思は重要視されなくなってきているが、統制立法は更にその意思を強制的に一定方向へ向けしめるものであ

って、国民は統制立法に従った契約を締結し履行することにより、国の経済政策の遂行に協力することになるのである。

統制立法は国民の経済活動に対する規制法であるから、時代の変遷、社会の進歩、経済状態や世論の動向等、様々の要素をもとにしてその制定・改廃が行われるが、法令も極めて多方面にわたり、且つその数も非常に多いのである。従って、統制立法は国民生活のあらゆる分野にわたって定められている訳であるが、これを時代区分すると第1期から第6期位迄に分けられる<sup>98</sup>。しかし、これらのさまざまな区分の中でも、殊に、最も大きな区分として、第2次大戦終結以前とそれ以後の時期に分け得る。終結以前は戦時経済という非常時の場合であり、国家総動員法(昭13)という戦時立法の中核であり戦時全権法であった統制立法がその中心となった。これによって人的・物的資源の統制のための百数十の勅令が発せられたのであって、それは物資・資金・事業・労務等の広汎にわたる全面的統制であった。ここでは自由なる契約の成立する予地は殆んどなかったといえよう<sup>99</sup>。戦後においては、経済の民主化・経済の非軍事化・平和的経済の確立の基本線に基づいて<sup>100</sup>、種々の立法が制定された。今日に至る迄、時期に応じた数多くの統制立法が改廃されてきたが、中でも経済憲法といわれる恒久立法の私的独占禁止法(昭22)が最も重要な法として戦後の経済を規律しているのである。だが、独禁法は企業活動に対する法であり、これを契約における問題としてみれば、事業者が私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法をなすことを目的として締結する契約を禁止している(第3条、第19条)。このほか、合併の制限(第15条)、営業譲受等の制限(第16条)、一定の再販売価格維持契約の制限(第24条の2)、一定の場合の不況カルテル(第24条の3)や合理化カルテル(第24条の4)の制限等について規制している。現在、独禁法の改正が論議されており、規制は更に強化されようが、独禁法は専ら事業者の行為を規制対象としており、事業者に非ざる者にとっては契約規制とはならない。

統制立法は法令の名称は一定せず、多種多様のものがあるが、だが、ある共通的名称を有するものも少なくない。例えば、「……統制令」、「……

取締法」、「……の取締(等)に関する法律」、「……管理法」、「……管理令」、「……基本法」、「……特別措置法」、「……調整法」、「……防止法」、「……予防法」、「……組合法」、「……臨時特例法」、「……事業法」、「……助成法」、「……の助長に関する法律」、「……促進法」等の名称をもつ立法が比較的多いのである。統制立法はこのように名称によってその性格を知り得る場合が多いが、更に、立法目的を条文に明示して、立法精神を周知せしめ、その法令に対する理解に努めている。だが、統制立法はすべて行為を制限し或は禁止するもののみではなく、上述の如き促進法とか助長法のように、一定の活動を保護・助長せんとするものもあるのである。だが、これらは厳格に言えば統制立法とはいえない。つまり、保護・助長が統制に伴うことがあるとしても、それは統制そのものではなく、統制と区別されるべき保護・助長であるとみられるのである<sup>101</sup>。

#### 註

- (1) 民法第91条がわずかにこれを示しているにとどまるが、同第90条以下の規定や債権編の中の契約に関する規定も、すべては契約自由の原則を前提とするものであるとみられる(我妻栄「債権各論上巻」(民法講義V<sub>1</sub>)17頁)。
- (2) 即ち、「契約の内容は法律の範囲内で自由に定めることが出来る」と定める。
- (3) H. Capitant, *Notions générales du droit civil français*, 1898, P. 211
- (4) 宗宮信次「債権各論(新版)」2頁
- (5) 契約の自由は自由放任の法律政策に基づくが、これはジェレミー・ベンタム(Jeremy Bentham)の根本的意見であり、財貨の獲得及び交易はすべて各人の自由に放任しなければならないとされた(平野義太郎「法の変革の理論」109頁)。
- (6) 中川=折田「契約」(現代実務法律講座)32頁
- (7) 鳩山秀夫「債権法における信義誠実の原則」233頁
- (8) 高橋貞三「経済法」30頁
- (9) 高橋、同書、31頁以下
- (10) 高橋、同書、37頁
- (11) 末川博「法と契約」379頁
- (12) 我妻、前掲書、32頁参照
- (13) 末川、前掲書、321頁
- (14) Michel de Juglart, *Cours de droit civil*, t. I, 2<sup>e</sup> vol., 1967, n<sup>o</sup>459

- (15) Michel de Juglart, op. cit., n°459
- (16) 末川, 前掲書, 221頁
- (17) 末川, 前掲書, 368頁
- (18) 第1期は準経済法時代として明治初年から第1次大戦(大正三年)迄とし, 第2期は経済法萌芽時代として第1次大戦から満州事変(昭和6年)迄とし, 第3期は広義国防経済法時代として満州事変から日支事変(昭和12年)迄とし, 第4期は戦時経済法時代として日支事変から第2次大戦終了(昭和20年)迄とし, 第5期は民主化経済法時代として第2次大戦終了からわが国の独立(昭和27年)迄とし, 第6期は高度化経済法時代としてわが国の独立から現在迄とするのがよいであろう(高田源清「経済法」(新法学全書)176頁以下参照)。
- (19) 拙稿, 前掲論文, 437頁参照
- (20) 金沢良雄「経済法」(法律学全集)53頁参照
- (21) 高橋, 前掲書, 33頁

### 3 統制立法による契約規制の概要

統制立法による契約規制が多方面にわたり, 規制の態様も多種であることは再説する迄もないが, これらの諸立法はその規制対象によっていくつかのグループに属せしめることが出来る。大別すれば, (1)物資統制法, (2)金融統制法, (3)物価統制法, (4)企業統制法, (5)資源統制法, (6)貿易統制法等に分けられよう。各々の統制法に含められる諸立法の契約規制についてその主要なものを次に述べよう。

(1) 物資統制法 食糧管理法については第3条第1項(米穀の売渡義務), 同第11条第1項(米麦の輸移出入の制限)等。砂糖の価格安定等に関する法律については第5条(輸入に係る指定糖の事業団への売渡義務)等。農薬取締法については第7条, 第8条(農薬の販売制限または禁止)。肥料取締法については第19条(普通肥料について生産業者, 輸入業者または販売業者の譲渡制限)。飼料需給安定法については第6条第1項(政府が輸入飼料を売渡す際の条件)等。飼料の品質改善に関する法律については第18条(販売業者の公示義務)等。酪農振興法については第18条(生乳等の取引契約の文書化等)。家畜商法については第10条(家畜の取引事業の制限)等。家畜取引法については第15条(家畜市場における売買方法の制

限), 第17条(不正行為の禁止)等。繭糸価格安定法については第10条(禁止価格を越える契約等の禁止)等。蚕糸業法については第6条(蚕種の品種の選出育成者の買受義務), 第15条(都道府県の行う検定による品位以外の繭の売買取引の禁止)等。食品衛生法については第5条第1項(病肉等の販売等の禁止)。毒物及び劇物取締法については第3条第2項, 第3条の2第6項—第9項, 第12条第2項, 第13条, 第13条の2, 第14条(毒物または劇物の販売等の制限)。薬事法については第49条第1項(医薬品の販売の制限), 第55条, 第56条, 第57条第2項, 第65条(一定の医薬品の販売等の禁止), 第58条(医薬品の販売等に際して封を施す義務)。あへん法については第7条第1項, 第2項(あへん, けしがらの譲渡制限)。覚せい剤取締法については第17条(覚せい剤の譲渡制限)。このほか, 近時の重要立法たる生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律については第4条第1項(特定物資に対する売渡勧告)。国民生活安定緊急措置法については第22条(生活関連物資等の売渡の指示), 第26条(生活関連物資等の割当, 配給, 譲渡やその制限・禁止等に関する事項を定めること)。石油需給適正化法については第10条第4項(第2項による指示を受けた者が第3項により指示に従わなかった旨を公表された後, 正当理由なくその指示にかかる措置を行わなかった場合の売渡命令), 第12条(石油の割当, 配給, 譲渡及びその制限・禁止等に関する事項を定めること)。

(2) 金融統制法 臨時金利調整法については第5条(最高限度を越える金融機関の契約等の禁止)。出資の受入, 預り金及び金利等の取締等に関する法律については第1条(出資金の受入の制限), 第2条(預り金の禁止), 第3条(浮貸し等の禁止), 第4条(金銭貸借の媒介手数料の制限)。預金等に係る不当契約の取締に関する法律については第2条(預金等に係る不当契約の禁止)。利息制限法については第1条第1項(利息の最高限の制限), 第4条第1項(賠償額予定の制限)等。貸付信託法については第3条(信託契約についての制限)。

(3) 物価統制法 地代家賃統制令については第3条(借地または借家について統制額を越える契

約等の禁止)。物価統制令については第3条第1項(統制額あるときにそれを超える契約等の禁止)、第9条ノ2(不当高価契約等の禁止)、第10条(暴利行為等の禁止)、第12条(抱合せ及び負担附行為の禁止)、第13条(物交の禁止)、第14条(買占及び売惜の禁止)等。運賃や料金に関して主務大臣の認可を必要とすることについては、国有鉄道運賃法第1条第1項、地方鉄道法第21条、軌道法第11条、通運事業法第20条、道路運送法第8条、航空法第105条、海上運送法第8条、水道法第6条、第7条、第14条第3項、ガス事業法第17条、公益事業令第40条等。砂糖の価格安定等に関する法律については第3条(粗糖の安定上下限価格等の決定)。繭糸価格安定法については第3条以下(標準生糸の安定下位及び上位価格の決定)。蚕糸業法については第20条(蚕糸の価格等についての命令)。畜産物の価格安定等に関する法律については第3条以下(原料乳、指定乳製品、指定食肉の安定価格の決定)。更に、国民生活安定緊急措置法については第4条以下(標準価格の決定・改定・表示・指示、特定標準価格の決定・改定等)。

(4) 企業統制法 既述の如く独禁法による規制がその主要なものであって、そのほか、企業合理化や企業の存立・構成等に関するものも考えられるが、これらは契約規制的面はあまりみられないといえよう。

(5) 資源統制法 原子力基本法については第10条、第12条、第15条、第18条(核原料物質、核燃料物質、原子炉、原子力に関する特許・発明等の譲渡等の制限)。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律については第61条(核燃料物質の譲渡及び譲受の制限)。

(6) 貿易統制法 輸出入取引法については第3条(不公正な輸出取引の禁止)等。外国為替及び外国貿易管理法については第27条以下(一定の支払等の制限・禁止)。外国為替管理令については第3条(非常の場合の取引停止命令)、第8条(対外支払手段または外貨債権の売却命令)等。輸出貿易管理令については第1条第1項(貨物の輸出に対する承認)等。輸入貿易管理令については第4条第1項(貨物の輸入に対する承認)等。

これらの中、物資・金融・物価の各統制法は国民の生活に極めて重大な影響を与えるものである

ことはいう迄もなく、国民経済の中心的役割を有する。物資の生産・輸出入等は単に物価に直接ひびく問題であるのみでなく、消費者に対する物資の配分が十分行われ得るか否かの問題ともなる。物資の供給が需要を上回るか下回るかという単純なことが、経済統制にとって重要な意味をもたらすのである。金融統制は金銭の貸借に対して作用するが、これは物資の生産・販売や物価の上下等に対して重要な影響を与える。これらの諸統制は勿論、国民経済生活のみならず、企業の経済活動に対しても根本的な意味を有するのである。企業や貿易統制は規制自体は企業に向けられているので、専ら企業の問題とみられなくもないが、しかし、その統制のねらいは単に企業の問題のみならず、国民の生活の向上・発展にもあるのであるから、企業の問題と国民生活の問題とは不可分の関係にあり、常に両者は関連的に考えられなければならない。

一昨年来、国民生活の安定と石油危機に対処するために3つの法律が制定されたが、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律にせよ、国民生活安定緊急措置法にせよ、更には、石油需給適正化法にせよ、既述の如く契約規制的面も一応存するし、そのほか、業者に対する立入検査等をいずれも認め、業務に関する報告、物資に関する帳簿や書類等の検査の受忍、関係者に対する質問の受忍等を罰則の裏付けの下に義務づけている。これらは間接的には業者に対する契約規則的作用を与えることになるが、契約規制それ自体に対する違反行為については罰則を設けることを避ける傾向にある。それは契約規制が必ずしも強化されていない点にも原因はあろう。もっとも、中でも、石油需給適正化法では通産大臣の売渡先に対する売渡命令に違反した者は、3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられるとしており(第21条)、石油の如きエネルギー源として最も重要なものについてはむしろ例外的にかかる措置が構ぜられるのである。

#### 4 統制立法違反の契約についての判例の動向

統制立法はそれに違反する契約が締結された場

合に、その効果を如何にみるかについて問題がある。その私法上の効果を認めないとするものと認めるとするものとの見解が対立する。前者は効力規定 (Mussvorschrift) といわれ、後者は取締規定、命令的規定或は訓示的規定 (Sollvorschrift oder Ordnungsvorschrift) といわれる。これについては既に述べたことがあるので<sup>(1)</sup>、ここでは、戦後の判例が統制立法違反の行為を如何に解するかについて述べよう。判例は当該立法によって必ずしも統一的ではない。

① 違反行為を有効と認める判例 (イ)いも類を食糧管理法施行規則に違反して、購入券の記入をしないで売り渡したとしても、それが国家機関の指示に基づいてなされた以上、その一事の故をもって右取引の民法上の効力を否定しこれを無効とすべきものでないと解するのが相当である (最判昭和34年5月21日訟務月報5巻7号890頁、時報187号22頁)。(ロ)臨時農地等管理令5条に違反して、地方長官の許可なくして、農地を耕作以外の目的に供するためその所有権を移転する契約をしても、右規定は取締法規にすぎないから、右契約は無効ではない (最判昭和35年4月1日民集14巻5号729頁、時報224号26頁)。(ハ)統制物資を国税滞納処分によって公売処分する場合に、主税局通達によって産業復興公団に買い取らさなければならないとされていたところ、右通達に反して公売処分がなされたとしても、右通達を私法上の効力まで否定する強行法規と解することはできないから、右公売処分に伴う私法上の効力を失わしめるものではない (大阪地判昭和35年1月30日下級民集11巻1号207頁)。(ニ)クレオンの製造原料の入手が困難であったときに、教育会に学童配給用クレオンを納付すれば、その見返りとしてその製造に必要な原料である指定生産材であるパラフィン、白蠟が教育会から交付されるものと考え、パラフィン、白蠟の売買契約を結んだ場合に、パラフィンの割当証明書を入手することができず、譲渡について主務官庁の許可を得ていないとしても、契約全体が公序良俗に反して無効となるものということができない (大阪高判昭和29年11月10日下級民集5巻11号1845頁)。(ホ)昭和20年法律第64号による改正後の農地調整法第6条の2所定の最高制限価格を越える額を対価と定めたとの事実のみでは、

その農地の売買契約自体を全面的に無効とはし難い (最判昭和29年8月24日民集8巻8号1534頁)。(ヘ)ミシンの販売業者が昭和23年物価庁告示第771号1所定の販売業者販売価格を超過する額を対価と定めた売買も、特別の事情のない限り全面的に無効ではない (最判昭和29年10月29日裁判集民16号345頁)。(ト)農地の売買契約において、臨時農地価格統制令の最高価格を超過した代金額の約定があったというだけでは、超過した代金額の約定部分が無効となるにとどまり、統制価格の範囲内では契約は有効たるを失わない (最判昭和31年5月18日民集10巻5号532頁)。(チ)価格統制法規に違反する契約でも、相手方の無思慮窮迫に乗じてなされた暴利行為でない以上、直ちに本条に反し全部無効であると解し難い (大阪地判昭和26年5月18日タイムズ14号71頁)。(リ)貸人は姑と一女を擁する寡婦であり、ほかに資産がなく、窮乏の状態にあって家屋の返還を要求してきたが、賃借人は実父のところに移ろうと思えば移れるのに移らず、そのために紛争を生じ、親族等の仲裁によって返還の期限を三年とするかわりに、賃借人の生活を補助するため、賃料について地代家賃統制令に違反するような約をしたとしても、公平を理念とする法の精神に照らし現在の社会状況の下に極めて妥当であって、地代家賃統制令の適用外にあるというべきである (福岡高判昭和26年7月11日下級民集2巻7号886頁)。(ス)価格統制の規定に違反してなされた土地の売買は、価格の越過部分のみを無効と解すべきであり、右売買を本条にあたるものと認めることはできない (東京高判昭和30年10月13日下級民集6巻10号2122頁)。(ル)旧私的独占禁止法第10条第2項及び第14条第3項の規定に違反して、会社以外の者が株式取得を目的とする契約を締結するのは、同法が公益を目的とすることを考えれば無効であるが、右契約に基づいて現実に株式を移転し各義書換を終わっているような場合は、取引の安全を考えれば、右株式移転を無効とすることはできない (東京高判昭和28年12月1日下級民集4巻12号1791頁)。(セ)独禁法第16条第2号は、それに違反する行為を直ちに無効とする趣旨の規定ではない (東京地判昭和38年7月5日下級民集14巻7号1322頁)。(ツ)貿易業者が国内取引先との売買契約に基づく輸入の手段として、

外国為替管理法に違反して第3者が獲得した輸入承認書を流用した場合でも、国内における売買契約の効力を否定すべきではない（東京地判昭和34年3月26日下級民集10巻3号594頁）。

以上(イ)―(ニ)は物資統制に関するものであり、(ホ)―(ヌ)は価格統制に関するものであり、(ル)と(ヲ)は企業（独禁法）に関するものであり、(ク)は貿易に関するものである。

② 違反行為を無効と認める判例 (イ)臨時物資需給調整法に基づく加工水産物配給規則第2条によって指定された物資については、法定の除外事由その他特段の事情の存しない限り、同規則第3条以下所定の集荷機関、荷受機関、登録店舗等の機構を通ずる取引のみが有効であって、右以外の無資格者による取引は無効と解すべきである（最判昭和30年9月30日民集9巻10号1498頁）。(ロ)米は食糧管理法にいうところの主要食糧の一種であって、原則として私人間における譲渡を禁じられているから、売買代金の支払に代えて米を譲渡すべき旨の約束は、法令に反することがらを目的とする契約であって法律上無効である（東京高判昭和25年2月18日高裁民集3巻1号17頁、下級民集1巻2号23頁）。(ハ)農林省令第73号薪炭需給調整規則に反してなされた木炭の売買は、社会道徳上強く非難せらるべきふるまいであって、公の秩序善良の風俗に反するものといわなければならない（東京高判昭和26年5月14日タイムズ15号61頁）。(ニ)臨時物資需給調整法に基づく石油製品配給規則に違反する登録を受けていない者との石油の売買契約は無効たるを免れない（高松高判昭和31年8月30日下級民集7巻8号2312頁）。(ホ)臨時物資需給調整法に基づく農産品配給規則に違反し、わら工品を生産者が登録卸売業者のために集荷する集荷人以外の者に売ったような場合は、右法規は物資の円満な需給を図り、それによって国民生活の安定を期した強行法規と解すべきであるから、右売買契約は無効である（東京高判昭和31年9月29日下級民集7巻9号2726頁、時報92号11頁）。(ヘ)輸入された学校給食用乾燥脱脂ミルクを学校給食以外の用途に供する目的で売り渡す旨の契約は、公序良俗に反して無効である（東京地判昭和32年3月18日下級民集8巻3号503頁、時報113号2頁）。(ト)米穀の売買は一定の資格ある者を通ずる場合、

法定の除外事由その他特段の事由がある場合、並びに生産者以外の者がその営業の目的をもって売り渡すまたは使用するため買い受ける者以外の者に売り渡す場合だけが有効であって、右以外の私人間における売買はすべて無効である（札幌高判昭和33年7月29日高裁民集10巻5号331頁、時報128号14頁）。(フ)指定生産資材割当規則に基づく統制物資の譲渡行為は、臨時物資需給調整法、指定生産資材割当規則にのっとってなされねばならないが、右法令に違反して統制物資の譲渡がなされた場合は、それが公売処分であったとしても、右法令は強行法規と解すべきであるから、その所有権移転行為は無効であるといわねばならない（大阪地判昭和35年1月30日下級民集11巻1号207頁）。(リ)臨時物資需給調整法に基づく石油類売渡規則に違反してなした重油・鯨油の交換契約は公の秩序に反し、追認の有無にかかわらず無効である（大阪地判昭和37年3月9日時報294号36頁）。(ヌ)信用組合の金銭貸付行為が取引上の優越した地位を利用し、正常な商慣習に照らして経済的弱者に不利益な条件で取引するものであって、独禁法第19条に違反すると認められる場合、右行為は私法上当然無効をもって断すべきである（東京地判昭和38年5月10日下級民集16巻5号324頁）。(ル)関税通脱品である時計の売買は、公の秩序に反し無効である（東京地判昭和35年6月1日時報229号36頁、法曹新聞158号14頁）。(ヲ)密輸時計の売買代金支払のために振り出された約束手形及び小切手債務を準消費貸借に切り換えたとしても、右売買は国家の政策的な規定に反し、公の秩序に反するものとして無効であるから、右の準消費貸借に基づく債権も法律上請求できない（大阪高判昭和39年10月28日時報398号33頁、金融法務392号7頁）。

以上(イ)―(リ)は物資統制に関するものであり、(ヌ)は企業（独禁法）に関するものであり、(ル)と(ヲ)は関税に関するものである。なお、価格統制に関しては、無効とする判例はみあたらなかった。このほか、農林や建設等に関する統制違反の判例もあって、上に述べた判例は勿論すべてではないが、ここでは物資統制違反についての判例が多数をしめている。しかも、その違反行為を有効とする判例も多く、また、無効とする判例も多く存する。



もっとも、かつての臨時物資需給調整法や食糧管理法違反の契約は一般に無効とされており、かつての臨時農地等管理令等の違反については有効とされているのであって、統制立法如何によって別異に考えられるのである。

#### 註

- (1) 拙稿, 前掲論文, 434頁。なお, 川井建「物資統制法規違反契約と民法上の無効(上)・(下)」(判例タイムズ第205号) 14頁以下・(判例タイムズ第206号) 14頁以下参照。

## 5 結 語

契約自由の制限は、特殊な事柄、例えば利息法の如くかなり前から認められたものもあるが<sup>(1)</sup>、かかる例外を除けば、当初は民法に内在する制限とみられる一般原則たる公序良俗規定(日民第90条, ド民第138条)や、国家の法政策的観点から、一定の法律行為について認めた強行規定が契約自由の制限として主要なものであった。この強行規定ははじめは民法典の中で定められていたが、後には民法典の任意規定を修正するために、民事特別法として制定されるに至った。更には社会法の出現によってそれは一層、助長されたのである。このことは、例えば借地法, 借家法, 労働法や経済法等によって、民法の賃貸借契約(第601条以下), 雇傭契約(第623条以下), その他諸種の典型契約に関する規定はその多くが適用をみるものがなくなってきた。故に、民法債権法の規定はかなり空文化されているとみられるのである。統制立法はそれ以外の民事特別法が一般に効力規定であるのと異なって、その取締規定如何の問題が存することは既述の通りであるが、当該規定が取締規定であれば、その私法上の効果は否認されることがないので、この場合には実質的には民法規定が適用されることになり、民法の空文化はその範囲で止め得る結果となろう。統制立法の中、当該規定が効力規定であれば、その私法上の効果は認められず、民法規定の適用の余地は存しないので、この場合は民法の空文化は止め得ないことになろう。統制立法は改廃が著しく、頻繁に新立法が制定されるのが現状であるのに対して、それ以外の民事特別法はそのように新法がどんどん作られる

ことがないのであるから、民法の空文化はこの民事特別法によって今後急速に行われるとは考えられない。しかし、統制立法においては、当該規定が効力規定とみられるときには、これによって民法の空文化が一層促進されることになるであろう。だが、民法の空文化を防ぐために統制立法の多くの規定を効力規定とせずにとり締規定とすべきであるとする必要はない。統制立法の実効性(Wirksamkeit)を高め、当該目的達成のために国民や企業にその遵守を確実に行わせるには、むしろ、効力規定となすのが法政策的にみて妥当といえる。この実効性の点では、かかる私法上の効力如何の問題のほか、罰則の問題があるが、これについては統制立法がその多くが法違反の行為に対して罰則を設けており、しかも、それが国民生活安定緊急措置法付則第3条により、物価統制令第33条, 第34条中, 10万円を500万円に, 第35条の5万円を300万円にする如く、新法の制定や改正につれて、罰則が加重される傾向にある。従って、これによってその実効性がより高められることが期待されるが、しかし、例え、如何に罰則に重罰規定を設けても、私法上の効果を否定せざる限り、当該統制目的を効果的に実現することは無理であろう。ここに経済犯の特性が存する。統制立法はその違反の場合の刑罰規定を設けながら、私法上の効力について殆んど明記しないことが、既述の如き判例や学説の中に区々の判断を生ぜしめることにもなるのであって、技術的には当該経済立法に違反行為の無効であることの明文をおくことが望ましいと考える。

統制立法による契約自由の制限は、現時の如きインフレ及び不況下にあっては益々強化される傾向にあるが、しかし、かかる統制の強化は資本主義経済の調和的発展乃至幣害是正のために行われるのであって、それは根底から個人の意思活動を強制・否定し、更には生産材の所有権や契約自由を完全に、全面的に否定するものではないことはいふ迄もなく、自由経済から統制経済乃至拘束経済への転換・進展は資本主義の自己完成的現象とみられ、これによって、資本主義は安定化され、組織化されることになるのである<sup>(2)</sup>。

#### 註

- (1) 西本頌「契約自由の制限—法制史を基礎とした研究—」(名城法学第17巻3・4号) 1頁以下  
(2) 峯村光郎「法と統制経済」118頁